

令和3年度 維持管理状況(4月掲載その1)

<株式会社環境技術研究所による測定結果>

清掃工場名	焼却(処理)能力 t/日	炉番号	測定年月日	測定を行った位置	測定結果を得た年月日	ばい煙濃度 (O ₂ 12%換算)						
						ばいじん	窒素酸化物	硫黄酸化物	塩化水素	全水銀		
						g/m ³ N	ppm	ppm	ppm	μg/m ³ N		
有明	400	1号炉	令和4年2月8日	煙	令和4年3月25日	不検出	38	不検出	不検出	0.09		
		2号炉	令和4年2月9日		令和4年3月25日	不検出	36	不検出	不検出	(0.03)		
千歳	600	1号炉	令和4年2月17日		令和4年3月25日	不検出	51	3	10	0.58		
墨田	600	1号炉										
北	600	1号炉										
新江東	1,800	1号炉										
		2号炉	令和4年2月18日		令和4年3月25日	不検出	39	不検出	不検出	0.85		
		3号炉	令和4年2月21日		令和4年3月25日	不検出	38	不検出	不検出	0.66		
港	900	1号炉										
		2号炉										
		3号炉										
豊島	400	1号炉			突							
		2号炉	令和4年2月16日			令和4年3月25日	不検出	34	不検出	不検出	0.06	
渋谷	200	1号炉										
中央	600	1号炉	令和4年2月10日			令和4年3月25日	不検出	36	不検出	不検出	0.90	
		2号炉	令和4年2月11日			令和4年3月25日	不検出	37	不検出	不検出	0.13	
板橋	600	1号炉										
		2号炉										
多摩川	300	1号炉	令和4年2月24日			令和4年3月25日	不検出	30	不検出	不検出	0.11	
		2号炉	令和4年2月23日			令和4年3月25日	不検出	33	不検出	不検出	0.18	
足立	700	1号炉	令和4年2月15日			令和4年3月25日	不検出	34	不検出	不検出	0.23	
		2号炉	令和4年2月14日			令和4年3月25日	不検出	34	不検出	不検出	0.07	
品川	600	1号炉	令和4年2月25日			令和4年3月25日	不検出	36	不検出	不検出	0.35	
		2号炉										
葛飾	500	1号炉	令和4年2月4日	令和4年3月25日		不検出	31	不検出	不検出	0.14		
		2号炉	令和4年2月7日	令和4年3月25日		不検出	31	不検出	不検出	0.11		
世田谷	300	1号炉										
		2号炉										
大田	新	1号炉		中								
		2号炉	令和4年2月3日			令和4年3月25日	不検出	29	不検出	不検出	0.99	
	第一	200	3号炉			令和4年2月28日	令和4年3月25日	不検出	39	不検出	不検出	0.07
練馬	500	1号炉	令和4年2月22日			令和4年3月25日	不検出	36	不検出	不検出	0.24	
		2号炉										
杉並	600	1号炉				段						
		2号炉	令和4年2月1日				令和4年3月25日	不検出	28	不検出	不検出	0.04
光が丘	300	1号炉										
		2号炉	令和4年2月2日		令和4年3月25日		不検出	30	不検出	不検出	0.09	

注:「不検出」とは定量下限値未満を示します。ただし、全水銀は環境省が提示した表記方法に則り、定量下限値未満で検出下限値以上の数値は括弧書きで示し、検出下限値未満を「不検出」とします。

令和3年度 維持管理状況(4月掲載その2)

<株式会社環境技術研究所による測定結果>

清掃工場名	焼却(処理)能力 t/日	炉番号	測定年月日	測定を行った位置	測定結果を得た年月日	ばい煙濃度 (O ₂ 12%換算)					
						ばいじん	窒素酸化物	硫黄酸化物	塩化水素	全水銀	
						g/m ³ N	ppm	ppm	ppm	μg/m ³ N	
有明	400	1号炉		煙							
		2号炉									
千歳	600	1号炉									
墨田	600	1号炉	令和4年3月18日		令和4年3月25日	不検出	36	不検出	不検出	0.29	
北	600	1号炉									
新江東	1,800	1号炉	令和4年3月16日		令和4年3月25日	不検出	42	不検出	不検出	1.3	
		2号炉									
		3号炉									
港	900	1号炉	令和4年3月8日		令和4年3月25日	不検出	35	不検出	不検出	0.55	
		2号炉									
		3号炉	令和4年3月9日		令和4年3月25日	不検出	32	不検出	不検出	0.33	
豊島	400	1号炉	令和4年3月7日		令和4年3月25日	不検出	35	不検出	不検出	0.05	
		2号炉									
渋谷	200	1号炉			突						
中央	600	1号炉									
		2号炉									
板橋	600	1号炉	令和4年3月14日			令和4年3月25日	不検出	31	不検出	不検出	0.14
		2号炉	令和4年3月15日			令和4年3月25日	不検出	35	不検出	不検出	0.17
多摩川	300	1号炉									
		2号炉									
足立	700	1号炉									
		2号炉									
品川	600	1号炉	令和4年3月17日			令和4年3月25日	不検出	37	不検出	不検出	0.06
		2号炉	令和4年3月24日			令和4年3月25日	不検出	39	不検出	不検出	0.10
葛飾	500	1号炉									
		2号炉									
世田谷	300	1号炉	令和4年3月1日	令和4年3月25日		不検出	30	不検出	不検出	0.15	
		2号炉	令和4年3月2日	令和4年3月25日		不検出	19	不検出	不検出	0.06	
大田	新	1号炉	令和4年3月4日	令和4年3月25日		不検出	30	不検出	不検出	0.09	
		2号炉									
	第一	200	3号炉								
練馬	500	1号炉									
		2号炉	令和4年3月3日	令和4年3月25日		不検出	32	不検出	不検出	0.33	
杉並	600	1号炉	令和4年3月10日	令和4年3月25日		不検出	39	不検出	不検出	0.10	
		2号炉									
光が丘	300	1号炉	令和4年3月11日	令和4年3月25日		不検出	29	不検出	不検出	0.09	
		2号炉									

注: 「不検出」とは定量下限値未滿を示します。ただし、全水銀は環境省が提示した表記方法に則り、定量下限値未滿で検出下限値以上の数値は括弧書きで示し、検出下限値未滿を「不検出」とします。

令和3年度 維持管理状況(4月掲載)

<ユーロフィン日本環境株式会社による測定結果>

清掃工場名	焼却 (処理) 能力	炉番号	維持管理計画値	測定年月日	測定を 行った 位置	測定結果を得た 年月日	排ガス中のダイオキシン類濃度 (O ₂ 12%換算)			
			ng-TEQ/m ³ N				ng-TEQ/m ³ N			
有明	400	1号炉	1	令和4年2月8日	煙	令和4年3月25日	0.00000052			
		2号炉	1							
千歳	600	1号炉	1							
墨田	600	1号炉	1							
北	600	1号炉	1							
新江東	1,800	1号炉	1							
		2号炉	1							
		3号炉	1							
港	900	1号炉	1							
		2号炉	1							
		3号炉	1							
豊島	400	1号炉	0.5							
		2号炉	0.5							
渋谷	200	1号炉	0.1							
中央	600	1号炉	0.1	令和4年2月10日				突	令和4年3月25日	0.00000019
		2号炉	0.1	令和4年2月11日					令和4年3月25日	0
板橋	600	1号炉	0.1	令和4年1月27日				令和4年3月25日	0.00000052	
		2号炉	0.1	令和4年1月28日				令和4年3月25日	0	
多摩川	300	1号炉	0.1							
		2号炉	0.1							
足立	700	1号炉	0.1	令和4年2月15日	中	令和4年3月25日	0			
		2号炉	0.1							
品川	600	1号炉	0.1	令和4年2月25日	令和4年3月25日	0.00000034				
		2号炉	0.1							
葛飾	500	1号炉	0.1							
		2号炉	0.1							
世田谷	300	1号炉	0.1							
		2号炉	0.1							
大田 新	600	1号炉	0.1		段					
		2号炉	0.1							
第一	200	3号炉	1							
練馬	500	1号炉	0.1							
		2号炉	0.1							
杉並	600	1号炉	0.1							
		2号炉	0.1							
光が丘	300	1号炉	0.1							
		2号炉	0.1							

注: 維持管理計画値とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき届け出た値をいいます。これは、清掃工場等の維持管理のために自ら設定した管理値です。
塗りつぶした部分は、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく排出基準値を示します。